

# 加入申込書兼告知書のご記入例

チェック欄  
記入例

- 記入例にそって、もれなく①～⑥に従ってご記入・チェック・押印ください。
- お申し込み内容に修正がある場合は、該当箇所を二重線にて抹消し、訂正内容をご記入・チェックのうえ、必ず訂正印を押印願います。
- ご記入・チェックは、黒のボールペン(消せるボールペンは不可)をご使用ください。
- 加入申込書兼告知書の記載内容の意味(「就業制限」など)についてご不明な点がある場合は、注意喚起情報に記載しているご照会・ご相談窓口にお問い合わせください。

### ① 団体情報欄

- 印字されている場合、内容に誤りがないか確認してください。

### ② 被保険者氏名、性別、生年月日欄

- 印字されていない場合、必ず必要事項を記入・チェックしてください。
- 印字されている場合は、被保険者氏名(カナ)、性別、生年月日に誤りがないか確認してください。

### ③ お申し込み欄

- 申込欄記入方法①(本人おすすめ部分)
  - ・記載のベストプラン、ベタープランは、加入内容を参考に設定したおすすめであり固有のコース名ではありません。
  - ・ご希望のプランをいずれか一つ選択し記入・チェックしてください。なお、同内容で継続する際は現在加入プランに記入・チェックしてください。
  - ・自由選択プラン：希望するコース等を記入してください。
  - ・加入希望なしの際は「加入しない」にチェックしてください。
- 申込欄記入方法②(上記①以外の本人・配偶者・子ども)
  - ・申込書提出の際は、すべての商品について洩れなく(加入希望なしの際は「加入しない」に)記入・チェックしてください。なお、同内容で継続する際は現在加入欄と同一のコース・金額・口数に記入・チェックしてください。

### ④ 死亡保険金受取人欄

- 新規で指定、または変更する場合のみ、受取人コードまたは個人名(カナ)を記入してください。
- 死亡保険金受取人は、配偶者および2親等以内の血族(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)のなかからご指定をお願いします。

### ⑤ 指定代理請求者指定欄

- 新規で指定、または変更する場合のみ、続柄コードおよび個人名(カナ)を記入してください。

### ⑥ 申込日(告知日)

- 必ず記入してください。
- 確認印兼申込印兼告知印
  - 印鑑は、はっきりと押印してください。
  - ※減額・脱退・その他変更の場合も必ず申込日を記入し、申込印を押印ください。

2025年10月更新

# きずな

〈年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付こども特約付団体定期保険【生命保険】〉

# 医療保障保険

〈短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】〉

# 三大疾病一時金保険

〈7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】〉

# 介護一時金保険

〈介護特約・親介護特約付医療保険【損害保険】〉

Point  
1

## 手ごろな保険料で大きな保障

死亡・高度障害、入院、特定疾病、介護など!

Point  
2

## 配当金の還付

毎年収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は、配当金をお返しします!  
(三大疾病一時金保険、介護一時金保険については配当金はありません。)

Point  
3

## 1年ごとにコースの見直し可能

必要保障額をA～Lコースの中から選択できます!(きずな)

Point  
4

## 2022年10月より「介護一時金保険」が新設

ご本人さまがご加入されますと親介護特約をセットすることができます



### 脱退の取扱い変更について

更新日10月1日付以外の年度途中での脱退は原則取り扱えません。  
ただし、退職などに伴い協組員資格を喪失した場合は、この限りではありません。

【脱退の手続き方法】「きずな」申込、内容変更手続き期間中は所定の「加入申込書兼告知書」の「加入しない」にチェックして高校生協まで提出してください。

推進員の訪問については、すべてのご所属に訪問できない場合があります。

※【契約概要】【注意喚起情報】はP30～P33に記載しています。  
ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。



申込締切日  
(全制度共通)

2025年5月30日(金)

責任開始期  
(加入日)

2025年10月1日(水)

## 長野県高等学校生活協同組合

長野市県町593番地 TEL: 026-234-1358

高校生協HP「高校生協マイページサービス」<http://nkcoop.com/3-hoken/kizuna.php>

【加入手続き等に関するお問い合わせ先】

明治安田生命保険相互会社 公法人第三部法人営業第二部 TEL: 03-5289-7590 (受付時間 9:00～17:00 除土日・祝日)  
〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル8階

制度概要

きずな

医療保障保険

三大疾病一時金保険

介護一時金保険

加入資格

共通取扱

契約概要・注意喚起情報

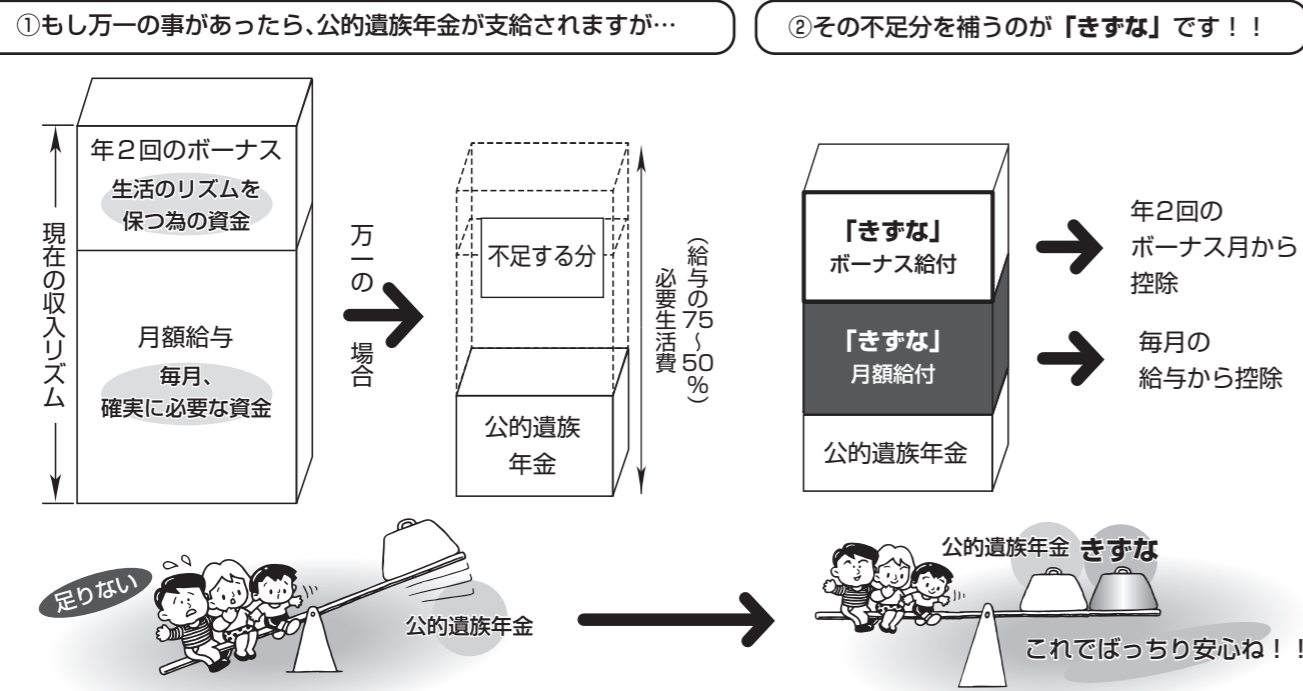
# きずなの 全体図

| 保険の種類   | 加入対象区分  | 保険の内容   | 該当ページ  | 退職後制度   |
|---|---|---|--|---|
| <b>死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級、2級）に備える</b><br><b>きずな</b>  | 本人 子ども<br>配偶者<br><small>※配偶者・子どもだけの加入はできません</small> | <b>死亡・高度障害・障害保険金</b><br>◎万一（死亡・高度障害）の場合<br>◎障害状態（障害年金1級）のとき、<br>◎障害状態（障害年金1・2級）の<br>死亡・高度障害・障害保険金をお支払いします。<br>◎障害状態（障害年金1・2級）のとき、死亡・高度障害保険金の1割相当の障害初期給付金をお支払いします。   | 詳細は<br>3～6、14、<br>18～21、<br>30～31<br>ページ<br>をご覧ください            | 500万円・300万円コースで<br><b>80歳まで継続可</b><br>※生協組合員のみ<br>17ページをご覧ください                                    |
| <b>入院に備える</b><br><b>医療保障保険</b><br><small>※医療保障保険へのご加入はきずなへの加入が条件です。</small>               | 本人 子ども<br>配偶者<br><small>※配偶者・子どもだけの加入はできません</small> | <b>入院給付金</b><br><b>死亡保険金</b><br>◎病気やケガで継続して2日以上入院した場合にお支払いします。  | 詳細は<br>7、14、18～19、<br>22～24、<br>30～31<br>ページ<br>をご覧ください        | <b>69歳まで継続可</b><br>または (注1)<br>「退職後終身医療保険」へ移行(加入可)<br>※商品内容等については別途「退職後終身医療保険パンフレット」をご確認ください。(注2) |
| <b>7大疾病に備える</b><br><b>三大疾病一時金保険</b>   | 本人<br>配偶者<br><small>※配偶者だけの加入はできません</small>         | <b>特定疾病保険金</b><br><b>死亡保険金・高度障害保険金</b><br>所定の悪性新生物（がん）と診断確定急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術一時金をお支払いします。<br>死亡・所定の高度障害でもお支払いします。7大疾病保障特約を付加した場合は、7大疾病での治療費として7大疾病保険金をお支払いいたします。<br>がん・上皮内新生物保障特約を付加した場合は、上皮内新生物（がん）と診断確定されたとき、がん・上皮内新生物保険金をお支払いします。<br><small>※特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。</small> | 詳細は<br>8～12、15、<br>18～19、<br>25～26、<br>30～31<br>ページ<br>をご覧ください | <b>71歳まで継続可</b>   |
| <b>介護に備える</b><br><b>介護一時金保険</b><br><small>※介護一時金保険へのご加入はきずなまたは三大疾病一時金保険への加入が条件です。</small> | 本人 親<br>配偶者<br><small>※配偶者・親だけの加入はできません</small>     | <b>介護保険金</b><br><b>親介護保険金</b><br>◎公的介護保険要介護2以上と認定された場合に保険金（一時金）をお支払いします。<br>◎所定の要介護状態が90日超継続した場合に保険金（一時金）をお支払いします。  | 詳細は<br>13、16、<br>27～29、<br>32～33<br>ページ<br>をご覧ください             | <b>85歳まで継続可</b><br>※介護一時金保険を85歳まで継続する場合は、きずなまたは三大疾病一時金保険を保険期間満了までご継続いただく必要があります。                  |

(注1) 記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容（販売休止を含む）を変更させていただく可能性があります。  
 (注2) 「退職後終身医療保険」の商品内容等については、引受保険会社（明治安田生命保険相互会社）の担当部署までお問い合わせください。

## 「きずな」制度の趣旨

本制度は、公的遺族年金だけでは不足しがちな生活費を補完し、遺族が安定した生活を送ることを目的とした制度です。



ご参考) ☆各年代ごとの必要生活費と公的遺族年金☆

| 年齢区分    | 平均給与月額   | 必要生活費生前の給与の75～50% | 公的遺族年金月額 | 不足分      |
|---------|----------|-------------------|----------|----------|
| 22歳～25歳 | 約 27.5万円 | 約 13.7万円          | 約 3.5万円  | 約 10.2万円 |
| 26歳～30歳 | 約 32.6万円 | 約 16.3万円          | 約 3.8万円  | 約 12.5万円 |
| 31歳～35歳 | 約 38.2万円 | 約 26.9万円          | 約 11.7万円 | 約 15.2万円 |
| 36歳～40歳 | 約 43.0万円 | 約 32.2万円          | 約 14.9万円 | 約 17.3万円 |
| 41歳～45歳 | 約 46.7万円 | 約 35.0万円          | 約 15.3万円 | 約 19.7万円 |
| 46歳～50歳 | 約 49.0万円 | 約 36.7万円          | 約 15.5万円 | 約 21.2万円 |
| 51歳～55歳 | 約 50.2万円 | 約 37.7万円          | 約 11.7万円 | 約 26.0万円 |
| 56歳～60歳 | 約 44.9万円 | 約 24.9万円          | 約 10.4万円 | 約 14.5万円 |

※令和5年度「総務省「地方公務員給与の実態」より引受保険会社が試算。実際の受取額は所得額や家族構成等によって異なります。



〈ボーナス給付〉

| 本<br>人 | 申込<br>コース | 保 障 内 容                                      |           |                |               |                 |        |      |                                   |
|--------|-----------|--|-----------|----------------|---------------|-----------------|--------|------|-----------------------------------|
|        |           | 年金原資   |           | 初年度<br>ボーナス給付額 | 平均<br>ボーナス給付額 | 最終年度<br>ボーナス給付額 | 受取期間   | 受取総額 | 障害状態<br>(障害年金1級・2級)のとき<br>障害初期給付金 |
|        |           | 死亡・高度障害・<br>障害状態(障害年金1級)のとき<br>死亡・高度障害・障害保険金 |           |                |               |                 |        |      |                                   |
| 1      | 1,000 万円  | 約 42.4 万円                                    | 約 51.9 万円 | 約 61.4 万円      | 10年           | 約 1,038 万円      | 100 万円 |      |                                   |
| 2      | 500       | 21.2   | 25.9      | 30.7           |               |                 |        |      |                                   |

※年金支払期間は、支払請求時に5年以上25年以内で選択いただけます。(増増型確定年金です)  
基本年金額は毎年、逓増いたします。(逓増率単利5%)個人ごとのおすすめ年金支払期間について  
は、きずなのご案内をご参照願います。  
※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、  
予定事業費率等)で計算しています。  
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、  
記載の額を下回る可能性もあります。

| 本<br>人 | 申込<br>コース | ボ ー ナ ス 月 加 算 保 険 料 ( 円 ) |                         |                         |                         |                         |                         |                         |                         |                         |
|--------|-----------|---------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
|        |           | 年 齢                       | 18~35歳                  | 36~40歳                  | 41~45歳                  | 46~50歳                  | 51~55歳                  | 56~60歳                  | 61~64歳                  | 65歳                     |
|        |           |                           | (1990.4.2~<br>2008.4.1) | (1985.4.2~<br>1990.4.1) | (1980.4.2~<br>1985.4.1) | (1975.4.2~<br>1980.4.1) | (1970.4.2~<br>1975.4.1) | (1965.4.2~<br>1970.4.1) | (1961.4.2~<br>1965.4.1) | (1960.4.2~<br>1961.4.1) |
| 1      | 男 性       | 6,550                     | 8,480                   | 11,390                  | 16,000                  | 23,090                  | 33,390                  | 49,750                  | 45,810                  |                         |
|        |           | 女 性                       | 4,550                   | 7,390                   | 8,850                   | 12,060                  | 16,240                  | 20,720                  | 27,090                  | 24,360                  |
|        | 2         | 男 性                       | 3,275                   | 4,240                   | 5,695                   | 8,000                   | 11,545                  | 16,695                  | 24,875                  | 22,905                  |
|        |           | 女 性                       | 2,275                   | 3,695                   | 4,425                   | 6,030                   | 8,120                   | 10,360                  | 13,545                  | 12,180                  |

〈配偶者、子どもコース〉

| 口<br>数      | 保障<br>内容       | 月 払 保 険 料 ( 円 ) |                                  |                         |                         |                         |                         |                         |                         |
|-------------|----------------|-----------------|----------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
|             |                | 年 齢             | 18~35歳                           | 36~40歳                  | 41~45歳                  | 46~50歳                  | 51~55歳                  | 56~60歳                  | 61~65歳                  |
|             |                |                 | (1990.4.2~<br>2007.10.1)         | (1985.4.2~<br>1990.4.1) | (1980.4.2~<br>1985.4.1) | (1975.4.2~<br>1980.4.1) | (1970.4.2~<br>1975.4.1) | (1965.4.2~<br>1970.4.1) | (1960.4.2~<br>1965.4.1) |
| 配<br>偶<br>者 | 2<br>600<br>万円 | 男 性             | 570                              | 726                     | 984                     | 1,410                   | 2,052                   | 2,964                   | 4,536                   |
|             |                | 女 性             | 366                              | 612                     | 750                     | 1,062                   | 1,434                   | 1,818                   | 2,412                   |
|             | 1<br>300       | 男 性             | 285                              | 363                     | 492                     | 705                     | 1,026                   | 1,482                   | 2,268                   |
|             |                | 女 性             | 183                              | 306                     | 375                     | 531                     | 717                     | 909                     | 1,206                   |
| こ<br>ど<br>も | 1<br>300       | 年 齢             | 3~22歳<br>(2003.4.2~<br>2023.4.1) |                         |                         |                         |                         |                         |                         |
|             |                | 性 別             | (注1) 死亡または高度障害のとき<br>死亡・高度障害保険金  |                         |                         |                         |                         |                         |                         |
|             |                | 男 性・女 性         | 一律 210                           |                         |                         |                         |                         |                         |                         |

※子どもの死亡・高度障害保険金は一時金の受取のみです。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、  
6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例) 保険年齢40歳=2025年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し  
概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。  
※上記以外の年齢に該当される方の保険料は、引受会社までお問い合わせください。

加入取扱いに関するご注意

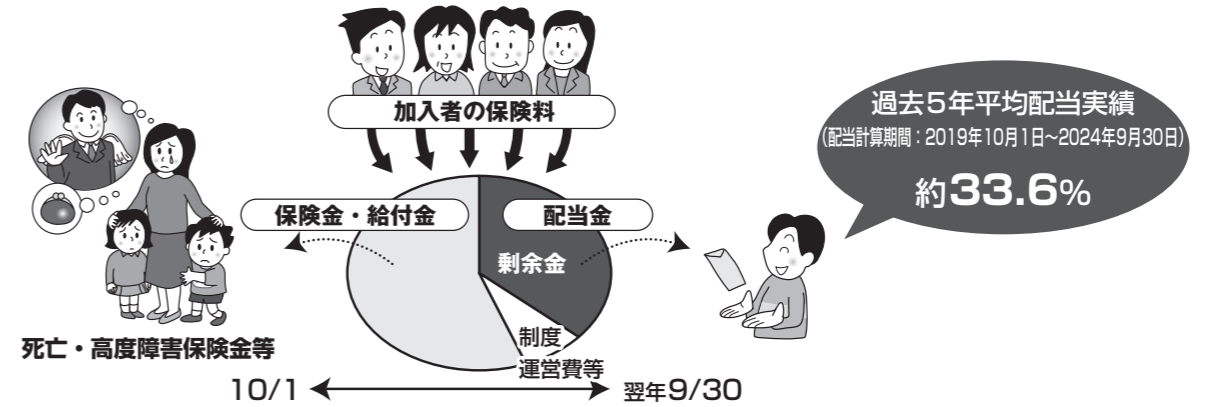
- 本制度は主契約(団体定期保険)と特約(年金払特約・半年払保険料併用特約・障害特約・こども特約)をセットしたものです。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 半年単位の契約応当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかの支払事由が生じた場合には、そのボーナス払保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。
- 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入は出来ません。
- 本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- 配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
- 配偶者およびこども特約の保険料は月払のみです。
- きずなは、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品で、団体の福利厚生制度です。今後の社会情勢や環境変化をふまえ、制度内容等を変更する場合があります。詳細については、企業・団体または引受保険会社までご確認ください。

増加年金の表示についてのお知らせ

●増加年金額は、それぞれのお支払時期の前年度決算により決定します。将来お支払いする増加年金額は現時点では確定しておりませんので、記載しておりません。なお、決算の状況によっては増加年金額が0となることもありえます。

●1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

制度のしくみ



配当金として加入者に還付

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。(ただし、三大疾病一時金保険、介護一時金保険については配当金はありません。)  
将来お支払いする配当金額は、収支計算をする年度の支払保険金額等により毎年変動しますので、お支払いできない場合もあります。  
配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

# 医療保障保険

〈短期入院特約付家族特約付医療保障保険（団体型）【生命保険】〉

加入対象区分：  
 本人  
 配偶者  
 子ども

## 意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。  
 ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 制度の特長

- 病气やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

## 保障内容

|     | 【入院給付金】病气・ケガで継続して2日以上入院のとき        | 【死亡保険金】死亡したとき         |
|-----|-----------------------------------|-----------------------|
| 本人  | 日額 <b>5,000</b> 円                 | 年齢により異なります。<br>(下記参照) |
| 配偶者 | 日額 <b>5,000</b> 円・ <b>3,000</b> 円 | 年齢により異なります。<br>(下記参照) |
| 子ども | 日額 <b>3,000</b> 円                 | 一律 <b>164,000</b> 円   |

※申込金額は、本人5,000円、配偶者5,000円・3,000円、子ども3,000円のみ取扱います。

※病气やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。

※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

〈月額保険料〉  本人  配偶者  子ども  
 5,000円コース 5,000円コース・3,000円コース 3,000円コース

| 年齢                          | 申込コース   |         |       | 子ども<br>3,000円コース                        |
|-----------------------------|---------|---------|-------|---|
|                             | 本人      | 配偶者     |       |   |
| 15歳～19歳 (2006.4.2～2011.4.1) | 1,400 円 | 1,300 円 | 800 円 | 0～22歳<br>(2003.4.2～)<br>一律 <b>800</b> 円 |
| 20歳～24歳 (2001.4.2～2006.4.1) | 1,700   | 1,600   | 1,000 |   |
| 25歳～29歳 (1996.4.2～2001.4.1) | 1,900   | 1,800   | 1,100 |   |
| 30歳～34歳 (1991.4.2～1996.4.1) | 2,000   | 1,900   | 1,200 |   |
| 35歳～39歳 (1986.4.2～1991.4.1) | 2,000   | 1,900   | 1,200 |   |
| 40歳～44歳 (1981.4.2～1986.4.1) | 2,200   | 2,100   | 1,300 |   |
| 45歳～49歳 (1976.4.2～1981.4.1) | 2,600   | 2,400   | 1,500 |   |
| 50歳～54歳 (1971.4.2～1976.4.1) | 3,300   | 3,000   | 1,800 |   |
| 55歳～59歳 (1966.4.2～1971.4.1) | 4,200   | 3,800   | 2,400 |   |
| 60歳～64歳 (1961.4.2～1966.4.1) | 5,800   | 5,200   | 3,200 |   |
| 65歳～69歳 (1956.4.2～1961.4.1) | 8,400   | 7,400   | 4,600 |   |

※男性も女性も保険料は同じです。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例)保険年齢40歳=2025年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は概算保険料です。

左記は加入者が100名以上299名以下の場合の保険料です。

したがって、実際の加入者数が異なれば左記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。

※本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の給付金および、配偶者、子どもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

※いずれか1種類を選んでください。

※配偶者の加入可能最低年齢は満18歳です。

〈死亡保険金〉  本人  配偶者  子ども  
 5,000円コース 5,000円コース・3,000円コース 3,000円コース

| 年齢                          | 申込コース     |           |           | 子ども<br>3,000円コース                            |
|-----------------------------|-----------|-----------|-----------|---|
|                             | 本人        | 配偶者       |           |   |
| 15歳～19歳 (2006.4.2～2011.4.1) | 676,500 円 | 382,400 円 | 288,200 円 | 0～22歳<br>(2003.4.2～)<br>一律 <b>164,000</b> 円 |
| 20歳～24歳 (2001.4.2～2006.4.1) | 640,600   | 328,100   | 321,900   |   |
| 25歳～29歳 (1996.4.2～2001.4.1) | 562,500   | 250,000   | 212,500   |   |
| 30歳～34歳 (1991.4.2～1996.4.1) | 625,000   | 312,500   | 375,000   |   |
| 35歳～39歳 (1986.4.2～1991.4.1) | 602,900   | 308,800   | 361,800   |   |
| 40歳～44歳 (1981.4.2～1986.4.1) | 536,600   | 292,700   | 273,200   |   |
| 45歳～49歳 (1976.4.2～1981.4.1) | 670,000   | 270,000   | 282,000   |   |
| 50歳～54歳 (1971.4.2～1976.4.1) | 626,900   | 179,100   | 107,500   |   |
| 55歳～59歳 (1966.4.2～1971.4.1) | 515,000   | 115,000   | 189,000   |   |
| 60歳～64歳 (1961.4.2～1966.4.1) | 522,600   | 135,500   | 132,900   |   |
| 65歳～69歳 (1956.4.2～1961.4.1) | 520,700   | 105,800   | 129,900   |   |

# 三大疾病一時金保険

加入対象区分：  
 本人  
 配偶者

〈7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】〉

## 意向確認【ご加入前のご確認】

三大疾病一時金保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。  
 ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 制度の特長

- 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。

## 保障内容等

【加入対象区分：本人・配偶者】

| 保障区分          | 保障内容   | 申込保険金額        |               |               |
|---------------|--|---------------|---------------|---------------|
|               |  | 500万円         | 300万円         | 100万円         |
| 主契約           | ○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき<br>○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になったとき<br>○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき                            | <b>500</b> 万円 | <b>300</b> 万円 | <b>100</b> 万円 |
|               | 特定疾病保険金 <sup>(※1)</sup>  |               |               |               |
| 7大疾病保障特約      | ○死亡・所定の高度障害状態のとき   | <b>250</b> 万円 | <b>150</b> 万円 | <b>50</b> 万円  |
|               | 死亡・高度障害保険金 <sup>(※1)</sup>   |               |               |               |
| がん・上皮内新生物保障特約 | ○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき<br>○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になったとき<br>○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき | <b>50</b> 万円  | <b>30</b> 万円  | <b>10</b> 万円  |
|               | 7大疾病保険金 <sup>(※2)</sup><br>がん・上皮内新生物保険金 <sup>(※2)</sup>  |               |               |               |

⚠ (※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

(注) 特約を付加するには、主契約への加入が必要です。

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| リビング・ニーズ特約 | 余命6ヵ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。 |
|------------|--------------------------------------|

⚠ お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P22～24

制度概要

きずな

医療保障保険

三大疾病一時金保険

介護一時金保険

加入資格

共通取扱

契約概要・注意喚起情報

8

◎保険金ごとの保障イメージ<お申込金額300万円の場合>

| 保険金種類          |                       | お支払事由                       |              |              |              |             |
|----------------|-----------------------|-----------------------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
|                |                       | 死亡・高度障害                     | 特定疾病         |              | その他の4疾病      |             |
| 主契約            | 特定疾病保険金<br>死亡・高度障害保険金 | お支払事由のいずれかに該当で <b>300万円</b> |              |              |              |             |
| 特約             | 7大疾病保険金               | お支払事由のいずれかに該当で <b>150万円</b> |              |              |              |             |
| 特約             | がん・上皮内新生物保険金          | お支払事由のいずれかに該当で <b>30万円</b>  |              |              |              |             |
| お支払事由ごとの保険金額合計 |                       | <b>300万円</b>                | <b>480万円</b> | <b>450万円</b> | <b>150万円</b> | <b>30万円</b> |

(※)「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金を支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意

各保険金の主なお支払事由はつぎのとおりです。

●被保険者が加入日(\*)以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

| 保険金種類とお支払対象の疾病 | お支払事由  | お支払対象とならない疾病例*1  |                                    |
|----------------|--|--|------------------------------------|
| 7大疾病保険金<br>*13 | ●悪性新生物(がん)   | 加入日(*)前を含めてはじめて*2悪性新生物と診断確定*3されたとき<br>ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき                                   | ・上皮内新生物*4<br>・悪性黒色腫を除く皮膚がん<br>・脂肪腫 |
|                | ●急性心筋梗塞  | 加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、急性心筋梗塞を発病*5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術*7を受けたとき        | ・狭心症<br>・解離性大動脈瘤<br>・心筋症           |
|                | ●脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)  | 加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、脳卒中を発病*5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術*7を受けたとき | ・一過性脳虚血<br>・外傷性くも膜下出血<br>・未破裂脳動脈瘤  |
|                | ●重度の糖尿病  | 加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、糖尿病を発病*5し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法*8を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき  |                                    |
|                | ●重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)  | 加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、高血圧性疾患を発病*5し、その疾病により高血圧性網膜症*9であると医師によって診断されたとき   |                                    |
|                | ●慢性腎不全   | 加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法*10を開始したとき  |                                    |
|                | ●肝硬変   | 加入日(*)以後に発病した疾病*5を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき*11   |                                    |
| がん・上皮内新生物保険金   | 加入日(*)前を含めてはじめて*12悪性新生物・上皮内新生物と診断確定*3されたとき<br>ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき |  |                                    |
| 死亡保険金          | 死亡されたとき  |  |                                    |
| 高度障害保険金        | 加入日(*)以後に発生した傷害または疾病*5により所定の高度障害状態になられたとき  |  |                                    |

- \*1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- \*2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(\*)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日(\*)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- \*3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- \*4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- \*5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。
- \*6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- \*7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファ
- \*8 イバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- \*9 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり 特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- \*10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- \*11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- \*12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(\*)以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日(\*)前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- \*13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

# 月額保険料

【加入対象区分：本人・配偶者】

・年齢・性別により異なります。

月額保険料 < 保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額・500万円・300万円・100万円 > (単位：円)

| 男性                                   |        |          |               |        |          |               |       |          |               |
|--------------------------------------|--------|----------|---------------|--------|----------|---------------|-------|----------|---------------|
| 本人・配偶者                               |        |          |               |        |          |               |       |          |               |
| 申込保険金額                               | 500万円  |          |               | 300万円  |          |               | 100万円 |          |               |
|                                      | 主契約    | 7大疾病保障特約 | がん・上皮内新生物保障特約 | 主契約    | 7大疾病保障特約 | がん・上皮内新生物保障特約 | 主契約   | 7大疾病保障特約 | がん・上皮内新生物保障特約 |
| 年齢                                   | 500万円  | 250万円    | 50万円          | 300万円  | 150万円    | 30万円          | 100万円 | 50万円     | 10万円          |
| <b>16～20歳</b><br>(2005.4.2～2010.4.1) | 890    | 325      | 65            | 534    | 195      | 39            | 178   | 65       | 13            |
| <b>21～25歳</b><br>(2000.4.2～2005.4.1) | 1,145  | 350      | 65            | 687    | 210      | 39            | 229   | 70       | 13            |
| <b>26～30歳</b><br>(1995.4.2～2000.4.1) | 1,170  | 400      | 70            | 702    | 240      | 42            | 234   | 80       | 14            |
| <b>31～35歳</b><br>(1990.4.2～1995.4.1) | 1,415  | 525      | 80            | 849    | 315      | 48            | 283   | 105      | 16            |
| <b>36～40歳</b><br>(1985.4.2～1990.4.1) | 1,870  | 675      | 100           | 1,122  | 405      | 60            | 374   | 135      | 20            |
| <b>41～45歳</b><br>(1980.4.2～1985.4.1) | 2,540  | 975      | 150           | 1,524  | 585      | 90            | 508   | 195      | 30            |
| <b>46～50歳</b><br>(1975.4.2～1980.4.1) | 4,155  | 1,700    | 235           | 2,493  | 1,020    | 141           | 831   | 340      | 47            |
| <b>51～55歳</b><br>(1970.4.2～1975.4.1) | 6,810  | 2,700    | 360           | 4,086  | 1,620    | 216           | 1,362 | 540      | 72            |
| <b>56～60歳</b><br>(1965.4.2～1970.4.1) | 10,590 | 4,600    | 620           | 6,354  | 2,760    | 372           | 2,118 | 920      | 124           |
| <b>61～65歳</b><br>(1960.4.2～1965.4.1) | 16,435 | 7,325    | 1,135         | 9,861  | 4,395    | 681           | 3,287 | 1,465    | 227           |
| <b>66～70歳</b><br>(1955.4.2～1960.4.1) | 24,270 | 10,575   | 1,740         | 14,562 | 6,345    | 1,044         | 4,854 | 2,115    | 348           |
| <b>71歳</b><br>(1954.4.2～1955.4.1)    | 30,510 | 13,025   | 2,075         | 18,306 | 7,815    | 1,245         | 6,102 | 2,605    | 415           |

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2025年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

※この制度の保険料は年単位の契約当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。

※記載の保険料は主契約の総保険金額10億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約当日より正規保険料を適用します。

※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

※特約の新規加入上限年齢は65歳までです。

加入日(\*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

※配偶者の加入可能最低年齢は満18歳です。

(単位：円)

| 女性                                   |        |          |               |       |          |               |       |          |               |
|--------------------------------------|--------|----------|---------------|-------|----------|---------------|-------|----------|---------------|
| 本人・配偶者                               |        |          |               |       |          |               |       |          |               |
| 申込保険金額                               | 500万円  |          |               | 300万円 |          |               | 100万円 |          |               |
|                                      | 主契約    | 7大疾病保障特約 | がん・上皮内新生物保障特約 | 主契約   | 7大疾病保障特約 | がん・上皮内新生物保障特約 | 主契約   | 7大疾病保障特約 | がん・上皮内新生物保障特約 |
| 年齢                                   | 500万円  | 250万円    | 50万円          | 300万円 | 150万円    | 30万円          | 100万円 | 50万円     | 10万円          |
| <b>16～20歳</b><br>(2005.4.2～2010.4.1) | 765    | 325      | 75            | 459   | 195      | 45            | 153   | 65       | 15            |
| <b>21～25歳</b><br>(2000.4.2～2005.4.1) | 890    | 375      | 125           | 534   | 225      | 75            | 178   | 75       | 25            |
| <b>26～30歳</b><br>(1995.4.2～2000.4.1) | 1,095  | 500      | 160           | 657   | 300      | 96            | 219   | 100      | 32            |
| <b>31～35歳</b><br>(1990.4.2～1995.4.1) | 1,505  | 725      | 225           | 903   | 435      | 135           | 301   | 145      | 45            |
| <b>36～40歳</b><br>(1985.4.2～1990.4.1) | 2,150  | 1,100    | 305           | 1,290 | 660      | 183           | 430   | 220      | 61            |
| <b>41～45歳</b><br>(1980.4.2～1985.4.1) | 3,080  | 1,825    | 400           | 1,848 | 1,095    | 240           | 616   | 365      | 80            |
| <b>46～50歳</b><br>(1975.4.2～1980.4.1) | 3,850  | 2,375    | 500           | 2,310 | 1,425    | 300           | 770   | 475      | 100           |
| <b>51～55歳</b><br>(1970.4.2～1975.4.1) | 4,995  | 3,025    | 515           | 2,997 | 1,815    | 309           | 999   | 605      | 103           |
| <b>56～60歳</b><br>(1965.4.2～1970.4.1) | 6,125  | 4,025    | 595           | 3,675 | 2,415    | 357           | 1,225 | 805      | 119           |
| <b>61～65歳</b><br>(1960.4.2～1965.4.1) | 8,640  | 4,775    | 805           | 5,184 | 2,865    | 483           | 1,728 | 955      | 161           |
| <b>66～70歳</b><br>(1955.4.2～1960.4.1) | 11,370 | 6,375    | 905           | 6,822 | 3,825    | 543           | 2,274 | 1,275    | 181           |
| <b>71歳</b><br>(1954.4.2～1955.4.1)    | 14,080 | 7,250    | 990           | 8,448 | 4,350    | 594           | 2,816 | 1,450    | 198           |

制度概要  
きずな  
医療保障保険  
三大疾病一時金保険  
介護一時金保険  
加入資格  
共通取扱  
契約概要・注意喚起情報

# 介護一時金保険

〈介護特約・親介護特約付医療保険【損害保険】〉

加入対象区分：  
 本人  
 配偶者  
 親

## 意向確認【ご加入前のご確認】

介護一時金保険は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。  
 ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 制度の特長

- 公的介護保険要介護2以上と認定された場合に保険金（一時金）をお支払いします。
- 所定の要介護状態が90日超継続した場合に保険金（一時金）をお支払いします。
- 親を付加することにより、親の介護状態に係る費用についても、準備することができます。

## 補償内容

要介護状態になったとき、一時的に発生する初期費用に備えます！

| 保険金    | 支払事由<br>下記に記載の①または②に該当した場合   | 保険金額    | 支払限度           | 申込保険金額<br>(コース)  |                  |                  |
|--------|--|---------|----------------|------------------|------------------|------------------|
| 介護保険金  | ①公的介護保険要介護2以上の認定を受けたとき<br>②所定の要介護状態となり、その状態が被保険者以外の医師により診断された日から90日を超えて継続したとき                | 介護保険金額  | 1回限り           | 100万円<br>(K1,P1) | 200万円<br>(K2,P2) | 300万円<br>(K3,P3) |
| 親介護保険金 | ①被保険者の親が公的介護保険要介護2以上の認定を受けたとき<br>②被保険者の親が、所定の要介護状態となり、その状態が被保険者以外の医師により診断された日から90日を超えて継続したとき | 親介護保険金額 | 親1人につき<br>1回限り |                  |                  |                  |

- \*介護保険金・親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。
- \*配当金および解約返れい金はありません。
- \*本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコースの変更（保険金額の増額・減額等）
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更

など  
 きずなと介護・親介護特約ではお支払対象となる給付事由や支払保険金の算出方法、給付割合などが異なります。詳細は20、27～29ページをご確認ください。

## 月払保険料

| 加入区分                        | 保険年齢                        | 保険金額:100万円<br>(本人・配偶者:K1コース)<br>(親:P1コース) | 保険金額:200万円<br>(本人・配偶者:K2コース)<br>(親:P2コース) | 保険金額:300万円<br>(本人・配偶者:K3コース)<br>(親:P3コース) |
|-----------------------------|-----------------------------|---|---|---|
| 本人・配偶者・親                    | 18歳～20歳 (2005.4.2～2008.4.1) | 10円                                       | 10円                                       | 10円                                       |
|                             | 21歳～25歳 (2000.4.2～2005.4.1) | 10円                                       | 10円                                       | 10円                                       |
|                             | 26歳～30歳 (1995.4.2～2000.4.1) | 10円                                       | 10円                                       | 10円                                       |
|                             | 31歳～35歳 (1990.4.2～1995.4.1) | 10円                                       | 10円                                       | 10円                                       |
|                             | 36歳～40歳 (1985.4.2～1990.4.1) | 10円                                       | 10円                                       | 10円                                       |
|                             | 41歳～45歳 (1980.4.2～1985.4.1) | 20円                                       | 30円                                       | 50円                                       |
|                             | 46歳～50歳 (1975.4.2～1980.4.1) | 40円                                       | 70円                                       | 110円                                      |
|                             | 51歳～55歳 (1970.4.2～1975.4.1) | 70円                                       | 150円                                      | 220円                                      |
|                             | 56歳～60歳 (1965.4.2～1970.4.1) | 160円                                      | 310円                                      | 470円                                      |
|                             | 61歳～65歳 (1960.4.2～1965.4.1) | 330円                                      | 670円                                      | 1,000円                                    |
| 66歳～70歳 (1955.4.2～1960.4.1) | 690円                        | 1,380円                                    | 2,060円                                    |   |
| 71歳～75歳 (1950.4.2～1955.4.1) | 1,460円                      | 2,930円                                    | 4,390円                                    |   |
| 76歳～80歳 (1945.4.2～1950.4.1) | 3,120円                      | 6,240円                                    | 9,350円                                    |   |
| 81歳～85歳 (1940.4.2～1945.4.1) | 6,630円                      | 13,260円                                   | 19,890円                                   |   |

- \*保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- \*年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例) 保険年齢40歳＝2025年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
- \*記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。
- 親介護の保険料は親一人当たりの保険料です。それぞれの親の保険年齢により決定します。(最高85歳まで)
- 介護一時金保険のみのご加入はできません。必ずきずなまたは三大疾病一時金保険とセットでご加入ください。
- 配偶者だけの加入はできません。
- 本人の親は、本人の介護一時金保険加入が条件です。配偶者の親は、配偶者の介護一時金保険加入が条件です。
- 本人が脱退した場合には、配偶者・親は同時に脱退となります。

# 加入資格一覧

<きずな>

## 加入資格

本人…長野県高等学校生活協同組合の生協組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2025年10月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満80歳6ヵ月までの方)  
 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2025年10月1日現在満18歳以上、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満80歳6ヵ月までの方)

子ども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、2025年10月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。  
 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者・子ども共通

【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

《別表》

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

<医療保障保険>

## 加入資格

きずなに参加している本人とその配偶者、および子どもで申込書記載の告知内容に該当する方。(ただし、0歳超満2歳6ヵ月までの子どもについては、きずなに参加していなくてもこの保険に参加できます。)

本人…長野県高等学校生活協同組合の生協組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2025年10月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満69歳6ヵ月までの方)  
 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2025年

10月1日現在満18歳以上、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満69歳6ヵ月までの方)

子ども…本人の子どもで申込書記載の告知内容に該当し、2025年10月1日現在満22歳6ヵ月までの方

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。  
 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者・子ども共通

【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。  
 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。  
 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

—配偶者・子どもについてのご注意—

- 子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
- 配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。

- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- 本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者、子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者、子どもは同時に脱退となります。



お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P27～29

制度概要

きずな

医療保障保険

三大疾病一時金保険

介護一時金保険

加入資格

共通取扱

契約概要・注意喚起情報

14

13



**加入資格**

本人…長野県高等学校生活協同組合の生協組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2025年10月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方（継続の場合は満71歳6か月までの方）  
 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2025年10月1日現在満18歳以上、満65歳6か月までの方（配偶者だけの加入はできません。（継続の場合は満71歳6か月までの方））  
 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。  
 本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。  
 ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

**【告知内容】**

**本人**  
**【現在の就業状態】**  
 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。  
 （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

**配偶者**  
**【現在の健康状態】**  
 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。  
 （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。  
 ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

**本人・配偶者共通**  
**【過去3ヵ月以内の健康状態】**  
 申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。

（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。  
**【過去5年以内の健康状態】**  
 申込日（告知日）より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。  
 （がん・上皮内新生物保障特約について）  
 当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、**上記の告知に併せて**、以下の**【現在までの健康状態】**をご確認ください。

**【現在までの健康状態】**  
 申込日（告知日）現在までに、悪性新生物（がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます）または上皮内新生物（上皮内がん）と診断されたことはありません。

**《別表》**

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。  
 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。  
 ※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。  
 ※過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても7大疾病保障特約の再度付加はできません。

※加入日(\*)よりも前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合には、加入日(\*)以降に新たに「悪性新生物（がん）」と診断確定されても、特定疾病保険金（7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む）のお支払いの対象になりません。  
 (\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

**加入資格**

きずなまたは三大疾病一時金保険に加入している本人とその配偶者、本人・配偶者の親で申込書記載の告知内容に該当する方。

本人…長野県高等学校生活協同組合の生協組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2025年10月1日現在満17歳6か月を超え、満65歳6か月までの方（継続の場合は満85歳6か月までの方）  
 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2025年10月1日現在満18歳以上、満65歳6か月までの方（継続の場合は満85歳6か月までの方）  
 親…本人および配偶者の戸籍上の実父母（養父母を除く）で申込書記載の告知内容に該当し、2025年10月1日現在満25歳6か月を超え、満85歳6か月までの方（親だけのご加入はできません。組合員の親は組合員とセット、配偶者の親は配偶者とセットでご加入ください。）

**本人**

**【現在の就業状態】**  
 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。  
 （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

**配偶者**

**【現在の健康状態】**  
 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。  
 （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。  
 ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

**本人・配偶者共通**

**【過去3ヵ月以内の健康状態】**  
 申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。  
 （注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

**【過去2年以内の健康状態】**  
 申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

（注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。  
 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。  
 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。  
 ④「治療」には、指示・指導を含みます。

**親**

**【現在の健康状態】**  
 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。  
 （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。  
 ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

**【過去5年以内の健康状態】**  
 ・申込日（告知日）より起算して過去5年以内に、下記の項目で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。  
 （注）「治療」には、指示・指導を含みます。  
 心筋こうそく、脳卒中（脳出血、脳こうそく、くも膜下出血）、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

・申込日（告知日）より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。  
**【現在までの健康状態】**  
 公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。

| 加入パターン(例) | 本人 | 配偶者 | 本人親 |    | 配偶者親 |    |
|-----------|----|-----|-----|----|------|----|
|           |    |     | 親1  | 親2 | 親1   | 親2 |
| 1         | ○  |     |     |    |      |    |
| 2         | ○  |     | ○   |    |      |    |
| 3         | ○  |     | ○   | ○  |      |    |
| 4         | ○  | ○   |     |    |      |    |
| 5         | ○  | ○   | ○   |    |      |    |

| 加入パターン(例) | 本人 | 配偶者 | 本人親 |    | 配偶者親 |    |
|-----------|----|-----|-----|----|------|----|
|           |    |     | 親1  | 親2 | 親1   | 親2 |
| 6         | ○  | ○   | ○   | ○  |      |    |
| 7         | ○  | ○   | ○   | ○  | ○    |    |
| 8         | ○  | ○   | ○   | ○  | ○    | ○  |
| 9         | ○  | ○   |     |    | ○    |    |
| 10        | ○  | ○   |     |    | ○    | ○  |

# 退職後制度のご案内

加入対象区分：  
 本人  
 配偶者

**ご退職後もきずなを継続することが可能です**

申込書にて500万円・300万円コースに変更をお願いします。

## きずな

※「医療保障保険」「三大疾病一時金保険」「介護一時金保険」の保障内容と保険料はP.7～P.13をご確認ください。

| 本人・配偶者 | コース   | 61歳～64歳  | 65歳～80歳                         |
|--------|-------|--|---------------------------------|
| 本人     | 500万円 | 死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）の場合<br>【死亡・高度障害・障害保険金】500万円<br>障害状態（障害年金1級・2級）の場合<br>【障害初期給付金】50万円 | 死亡・高度障害の場合<br>【死亡・高度障害保険金】500万円 |
|        | 300万円 | 死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）の場合<br>【死亡・高度障害・障害保険金】300万円<br>障害状態（障害年金1級・2級）の場合<br>【障害初期給付金】30万円 | 死亡・高度障害の場合<br>【死亡・高度障害保険金】300万円 |
| 配偶者    | 500万円 | 死亡・高度障害の場合 【死亡・高度障害保険金】500万円   |                                 |
|        | 300万円 | 死亡・高度障害の場合 【死亡・高度障害保険金】300万円   |                                 |

- ・障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。
- ・障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。
- ・障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。（脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。）
- ・死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。

- ・障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- ・障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- ・高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- ・障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

### 本人＊500万円・300万円

単位：円

| 本人 | 500万円 | 男性 | 56～60歳 | 61～64歳 | 65歳   | 66～70歳 | 71歳   | 72歳   | 73歳   | 74歳   | 75歳   | 76歳   | 77歳   | 78歳   | 79歳    | 80歳    |
|----|-------|----|--------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
|    |       |    | 女性     | 1,710  | 2,235 | 2,010  | 2,710 | 3,595 | 4,005 | 4,485 | 5,015 | 5,590 | 6,240 | 7,000 | 7,920  | 9,030  |
| 本人 | 300万円 | 男性 | 1,653  | 2,463  | 2,268 | 3,363  | 4,401 | 4,869 | 5,412 | 6,042 | 6,786 | 7,662 | 8,697 | 9,918 | 11,328 | 12,921 |
|    |       |    | 女性     | 1,026  | 1,341 | 1,206  | 1,626 | 2,157 | 2,403 | 2,691 | 3,009 | 3,354 | 3,744 | 4,200 | 4,752  | 5,418  |

### 配偶者＊500万円・300万円

単位：円

| 配偶者 | 500万円 | 男性 | 56～60歳 | 61～64歳 | 65歳   | 66～70歳 | 71歳   | 72歳   | 73歳   | 74歳   | 75歳   | 76歳   | 77歳   | 78歳   | 79歳    | 80歳    |
|-----|-------|----|--------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
|     |       |    | 女性     | 1,515  | 2,010 | 2,010  | 2,710 | 3,595 | 4,005 | 4,485 | 5,015 | 5,590 | 6,240 | 7,000 | 7,920  | 9,030  |
| 配偶者 | 300万円 | 男性 | 1,482  | 2,268  | 2,268 | 3,363  | 4,401 | 4,869 | 5,412 | 6,042 | 6,786 | 7,662 | 8,697 | 9,918 | 11,328 | 12,921 |
|     |       |    | 女性     | 909    | 1,206 | 1,206  | 1,626 | 2,157 | 2,403 | 2,691 | 3,009 | 3,354 | 3,744 | 4,200 | 4,752  | 5,418  |

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
 (例) 保険年齢40歳＝2025年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。  
 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
 ※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

# 制度のお取扱いについて（生保共通部分）

## 申込方法

<きずな>

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。

<医療保障保険>

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更

新となります。

※ただし、保険料は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。

<三大疾病一時金保険>

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。昨年度と同じ保険金額で継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険金額で継続となります。

## 保険料の払い込み

<きずな>

毎月の給与から控除します。（初回は9月分から）ボーナス給付分保険料はボーナス月に加算されます。（12月、6月）

<医療保障保険><三大疾病一時金保険>

保険料は毎月の給与から控除します。（初回は9月分から）

## 保険期間

1年間（2025年10月1日～2026年9月30日）で以後毎年更新します。保険期間中に退職などに伴い生協組合員資格を喪失した場合には、喪失した月の

月末（きずなのボーナス給付部分は半年単位の契約応当日の前日）までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

## 継続加入・自動更新の取扱い

<きずな>

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額（同コース）以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は従前通りのご加入内容での継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

<医療保障保険>

一旦健康時に加入しますと、更新時に病気であっても前年度と同じ入院給付金日額以内で継続できます。更新の際に、入院給付金日額・受取人等の変更

の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

<三大疾病一時金保険>

保険期間の満了の日の2ヵ月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が71歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。

※更新後のご契約の保険期間は1年です。  
 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

## 脱退の取扱い

更新日10月1日付以外の年度途中で脱退は原則取り扱えません。ただし、退職などに伴い生協組合員資格を喪失した場合は、この限りではありません。

## 配当金

<きずな><医療保障保険>

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は運営事務費を除き配当金としてお返しする仕組みになっています。

なお、配当金は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払する配当金額は現時点では確定していません。ただし、三大疾病一時金保険、介護一時金保険については配当金はありません。

## 保険会社からのお願い・ご注意

<きずな><医療保障保険><三大疾病一時金保険><保険金・給付金のご請求について>

- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者・ごどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険

契約者を經由して引受会社にご通知ください。

- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

# 「きずな」保険金等のお支払いについて

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(\*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(\*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

|          |   |
|----------|---|
| 高度障害状態とは | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol> |
|----------|---|

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが

自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

障害保険金、障害初期給付金については、この特約の加入日(\*)以後の傷害または疾病を原因として、障害保険金は保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合に死亡保険金額と同額、障害初期給付金は保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合に死亡保険金額の1割相当額を高度障害保険金受取人に支払います。ただし、障害初期給付金の支払は、更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。

※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。

※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。

※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。

※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金または障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。

- ① 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合
- ② 初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合
- ③ 社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合

## 保険金のお支払い

### 個人情報に関する取扱いについて

#### <契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合があります。その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。  
ー死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

### <きずな>

- この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付こども特約付団体定期保険契約に基づき運営します。
- 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

### <三大疾病一時金保険>

- この制度は生命保険会社と締結した7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)契約に基づき運営します。
- 約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

### <医療保障保険>

- この制度は生命保険会社と締結した短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)契約に基づき運営します。
- 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

### <きずな><医療保障保険>

|  |  |
|--|--|
| 相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。 | せん。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。 |
|--|--|

### <三大疾病一時金保険>

|   |  |
|---|--|
| 当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっております。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利 | 等、社員が有する権利はありません。引受会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。 |
|---|--|

## [引受会社] 明治安田生命保険相互会社 公法人第三部 法人営業第二部

〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル8F  
TEL 03-5289-7590

MY-A-25-団-001913  
MY-A-25-医-001914  
MY-A-25-特疾-001915

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

# 「医療保障保険」 保険金等のお支払いについて

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

お支払いできない場合について(解除・免責等)

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。)
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

1 死亡保険金について

- ①被保険者が加入日(\*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)
- ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

2 高度障害保険金、障害保険金、障害初期給付金について

- ①被保険者の故意によるとき
- ②契約者または高度障害保険金受取人・障害保険金受取人・障害初期給付金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

年金払特約

1. 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に5年以上25年以内で選択いただけます。(逓増型確定年金です。)

- 基本年金額は毎年、逓増いたします。(逓増率単利5%)

2. 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。

3. 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。

- 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。

4. 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払は、毎年4回受取りのみです。

- 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
- 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。

5. 年金払の対象となる保険金 ●団体定期保険の主契約保険金・障害保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、36万円未満の場合はお取り扱いできません。

給付内容

| 給付種類  | 給付事由  | 給付内容                  |
|-------|---|-----------------------|
| 入院給付金 | 加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき | 入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 |
| 死亡保険金 | 保険期間中に死亡したとき  | 死亡保険金額                |

引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

給付金のお支払い

<入院について>

- 入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
  - (1) 加入日(\*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
 

(注) 被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日(\*)前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日(\*)から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は加入日(\*)以後の原因によるものとみなします。
  - (2) 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
 

(注) 治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。
  - (3) 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
    - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
    - ② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設
- 入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
- 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めるときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
  - (1) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
  - (2) その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めるときは、継続した1回の入院とみなします。
- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。
- 分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。
- 薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)、人間ドック、美容整形等、治療を目的としない入院は給付金支払の対象となりません。

<入院給付金>

- 入院給付金の支払限度日数は、1回の入院につき124日分、通算700日分です。
- 入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して2日以上となった入院であることを要します。

制度概要

きずな

医療保障保険

三大疾病一時金保険

介護一時金保険

加入資格

共通取扱

契約概要・注意喚起情報

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

お支払いできない場合について（解除・免責等）

次のような場合には、給付金・保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。）
- 契約者もしくは被保険者に給付金・保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金・保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

1. 入院給付金について

- ①契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失
- ②その被保険者の犯罪行為
- ③その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ④その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故
- ⑥その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故
- ⑦その被保険者の薬物依存
- ⑧地震、噴火、津波または戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

2. 死亡保険金について

- ①その被保険者についての加入日(\*)から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。）
- ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

医療保障保険契約内容登録制度

「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたの ご契約内容が登録されます。

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険（団体型・個人型）契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険（団体型・個人型）契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社コミュニケーションセンター（電話0120-662-332）にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1) 被保険者の氏名、生年月日および性別
- (2) 保険契約の種類（医療保障保険（団体型・個人型））
- (3) 治療給付率
- (4) 入院給付金日額
- (5) 保険契約の種類が医療保障保険（団体型）の場合、ご契約者名
- (6) 保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、ご契約者の住所（市・区・郡までとします。）
- (7) 契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

# 「三大疾病一時金保険」 保険金等のお支払いについて

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

|                        |   |          |   |
|------------------------|---|----------|---|
| 保険金のお支払い               | <p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。</p> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="192 409 1350 651"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高度障害状態とは</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき</li> <li>3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</li> </ol> </td> </tr> </table> <p>※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>  | 高度障害状態とは | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき</li> <li>3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</li> </ol> |
| 高度障害状態とは               | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき</li> <li>3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</li> </ol>   |          |   |
| お支払いできない場合について(解除・免責等) | <p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき</li> <li>●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</li> <li>●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</li> <li>●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 死亡保険金について             <ol style="list-style-type: none"> <li>①加入日(*)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)</li> <li>②契約者の故意によるとき</li> <li>③死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ol> </li> <li>2. 高度障害保険金について             <ol style="list-style-type: none"> <li>①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき</li> <li>②契約者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>③被保険者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>④戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ol> </li> </ol> |          |   |
| リビング・ニーズ特約             | <p>【保険金のお支払事由について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間(更新される場合は更新後の保険期間を含みます。)満了前1年間は、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます。</li> <li>●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。</li> <li>●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。</li> </ul> <p>余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合</li> <li>(2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合</li> </ol> <p>【ご請求について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。</li> <li>●『死亡保険金額』は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保</li> </ul>  |          |   |

|                |   |
|----------------|---|
| リビング・ニーズ特約(続き) | <p>除(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者をご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。</li> <li>●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。</li> </ul> <p>【お支払金額について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。(ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分</li> </ul> <p>について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の保険料の現価を差し引きます。)</p> <p>【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき</li> <li>(2) ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき</li> <li>(3) 戦争その他の変乱によるとき</li> </ol> </li> <li>●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金をお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。</li> </ul>   |
| 代理請求特約[Y]のご適用  | <p>代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p> <p>(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。</p> <p>指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者の戸籍上の配偶者</li> <li>2. 被保険者の直系血族</li> <li>3. 被保険者の兄弟姉妹</li> <li>4. 被保険者の3親等内の親族</li> <li>5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方</li> <li>イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)</li> </ol> </li> </ol> <p>※保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求</p> <p>もできません。</p> <p>※保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。</p> <p>死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。</p> <p>お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。</p> <p>保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。</p> <p>ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。</p> <p>指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。</p> <p>指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。</p> <p>指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。</p> |
| ご契約の詳細         | <p>ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。</p> <p>「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。</p> <p>【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●お申込の撤回(クーリング・オフ)について</li> <li>●解約と返戻金について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●健康状態等の告知義務について</li> <li>●契約内容の変更等について</li> <li>●保険金等をお支払いできない場合について</li> <li>●「生命保険契約者保護機構」について</li> </ul> <p>【お取扱できない事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険期間中の保障額の増額・減額はできません</li> <li>・保険期間の変更はできません</li> <li>・保険料の払込方法の変更はできません</li> </ul>   |

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。

※この保険には満期保険金はありません。  
 ※この保険には自動振替貸付制度はありません。  
 ※現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

# 「介護一時金保険」 保険金等のお支払いについて

|                    |  |
|--------------------|--|
| 保険期間               | 1年間（2025年10月1日～2026年9月30日）で以後毎年更新します。  |
| 保険料の<br>払込み        | 保険料は毎月の給与から控除します。（初回は9月分から）<br>※保険料は、前払いとなります。従って、9月給与控除分は10月分の保険料となります。<br>（新規加入分については、9月の給与控除から反映されますが、補償開始は10月1日からになります。）   |
| 税法上の<br>取扱い        | 保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。<br>ただし、親介護保険金に対する部分の保険料は除きます。<br>介護保険金・親介護保険金は非課税です。<br>※税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。  |
| 申込方法               | 所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。   |
| 継続加入の<br>取扱い       | いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ介護保険金額・親介護保険金額以下で継続加入できます。<br>なお、更新の際に、介護保険金額・親介護保険金額の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。   |
| 解約返れい金<br>・<br>配当金 | この制度には、配当金および解約返れい金はありません。   |
| 保険金のお支払い           | <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に所定の要介護状態に該当したときに限ります。また、保険期間満了後に所定の要介護状態に該当してもお支払いの対象となりません。</li> <li>介護期間開始時より前に発生した原因により所定の要介護状態に該当してもお支払いの対象となりません（注）。<br/>ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してから所定の要介護状態に該当した場合は保険金をお支払いいたします。<br/>（注）したがって、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。</li> <li>お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額</li> <li>②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額</li> </ul> </li> <li>保険金受取人は被保険者本人になります。</li> <li>介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払保険料の全額を一時にお払込みいただきます。</li> <li>詳細は約款の規定によります。<br/>お支払対象となる要介護状態等の詳細については、引受損害保険会社のホームページ（<a href="https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/">https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/</a>）をご覧ください。</li> </ul> |

|                        |   |
|------------------------|---|
| お支払対象となる疾病等の定義         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合</li> </ul> </li> <li>②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ.歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること</li> <li>ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴</li> <li>(ニ)衣類の着脱</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>   |
|                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症により介護が必要な状態 <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ</li> <li>(ニ)入浴 (ホ)衣類の着脱</li> </ul> </li> <li>ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ)徘徊をする、または迷子になる。</li> <li>(ロ)過食、拒食または異食をする。</li> <li>(ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。</li> <li>(ニ)乱暴行為または破壊行為をする。</li> <li>(ホ)興奮し騒ぎ立てる。</li> <li>(ヘ)火の不始末をする。</li> <li>(ト)物を盗む、またはむやみに物を集める。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>  |
| 保険金をお支払いできない場合(解除・免責等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険金をお支払いできない主な場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者の故意または重大な過失</li> <li>②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故</li> <li>④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。</li> </ul> </li> <li>●親介護保険金をお支払いできない主な場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者の故意または重大な過失</li> <li>②被保険者の親の故意または重大な過失</li> <li>③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> </ul> </li> </ul> <p>④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故</p> <p>⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。</p> <p>ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限ります。</p> <p>なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、介護保険金・親介護保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い済みいただいた保険料をお返しできないことがあります。</p> |
| 重大事由による解除について          | <p>保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。</p>   |
| 代理請求制度について             | <p>ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいなときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。</p> <p>①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)</p> <p>②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族</p> <p>③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族</p> <p>※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。</p>   |

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約に基づき運営します。  
**保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ**  
[\(https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/\)](https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/) **をご覧ください。**  
**引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社**

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時※から1年を経過していても、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。  
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて保険金額を増額

した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に扱います。

- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください。また、告知内容についてご確認ください。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00)までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

<契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社(※)を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。要配慮個人情報等のセンシティブ情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。  
なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契

約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

(※) 明治安田生命保険相互会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)の「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約に基づき運営します。

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

取扱代理店 明治安田ライフプランセンター株式会社 TEL. 03-5952-1061  
明治安田生命保険相互会社  
公法人第三部 法人営業第二部 TEL. 03-5289-7590

引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社

MYG-A-24-医-930

# 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

きずな(年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付こども特約付団体定期保険)  
医療保障保険(短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型))

三大疾病一時金保険(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要および注意喚起情報に記載されているきずなは、団体定期保険を指します。

## 契約概要【ご契約内容】

- ① 商品の仕組み  
企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。
- ② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)  
本パンフレットの該当ページをご覧ください。

| 制度名       | 加入資格 | 保険期間 | 保障内容<br>保険料 | 支払事由   |
|-----------|------|------|-------------|--------|
| きずな       | P14  | P18  | P3          | P20    |
| 医療保障保険    |      |      | P7          | P22    |
| 三大疾病一時金保険 | P15  |      | P8          | P10、25 |

- ③ 配当金  
きずな、医療保障保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。  
三大疾病一時金保険は、配当金はありません。

- ④ 脱退による返戻金  
きずな、医療保障保険、三大疾病一時金保険は、脱退(解約)による返戻金はありません。

- ⑤ 引受保険会社  
明治安田生命保険相互会社  
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

- ① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)  
この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日\*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

- ② 告知に関する重要事項  
■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といたします。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。  
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。  
■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

- ③ 責任開始期(加入日\*)  
■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日\*)といたします。次の図のとおり、責任開始期(加入日\*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

次ページへ



# 契約概要・注意喚起情報【損害保険】

介護一時金保険（介護特約・親介護特約付医療保険）

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等をご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 契約概要【ご契約内容】

- 商品の仕組み**  
企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。
- 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い（支払事由）**  
本パンフレットの該当ページをご覧ください。

| 制度名     | 加入資格 | 保険期間 | 補償内容<br>保険料 | 支払事由 |
|---------|------|------|-------------|------|
| 介護一時金保険 | P16  | P27  | P13         | P27  |

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。  
※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

- 満期返れい金・配当金**  
この保険には、満期返れい金・配当金はありません。
- 脱退による返れい金**  
この保険には、脱退による返れい金はありません。

- 引受損害保険会社**  
明治安田損害保険株式会社  
本社：東京都千代田区神田司町2-11-1  
電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

- お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）**  
この保険は、ご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）の適用がありません。
- 告知義務・通知義務等**  
(1) お申込時にご注意いただきたいこと（申込書兼告知書記載上の注意事項）  
健康状態について  
お申込時においては事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります（解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります）。特に、健康状態については十分ご注意ください。  
(2) お申込後にご注意いただきたいこと  
被保険者による保険契約の解除請求について  
医療保険では、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、企業・団体窓口にご連絡ください。

- 責任開始期**  
保険責任は、保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時に始まります。

- 保険金をお支払いできない主な場合**  
■責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。  
■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。  
介護一時金保険 **P28**

次ページへ

## ⑥ ご照会・ご相談窓口

### 加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口  
明治安田生命保険相互会社  
公法人第三部法人営業第二部  
ご照会窓口 03-5289-7590  
受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）9：00～17：00

### 告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社  
団体保険ご照会窓口 0120-661-320  
受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）9：00～17：00

■この制度に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
（ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

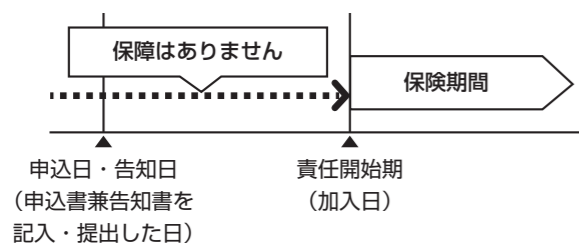
## ⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■三大疾病一時金保険については、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別な事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

## 新規加入の例

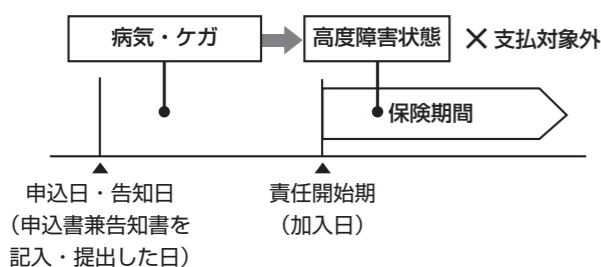


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

## ④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期（加入日\*）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

## 高度障害保険金の例



■責任開始期（加入日\*）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■三大疾病一時金保険について、責任開始期（加入日\*）前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合や責任開始期（加入日\*）からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物（がん）」と診断確定された場合、特定疾病保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

きずな **P21**、  
医療保障保険 **P23**、  
三大疾病一時金保険 **P10.25**

## ⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。  
（ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>）

# ご請求の流れについて

## ⑤ 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

## ⑥ 事故が起こった場合等のご連絡先

保険金支払事由が生じた場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

## ⑦ ご照会・ご相談窓口

### 制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。

### 引受損害保険会社の苦情・相談窓口

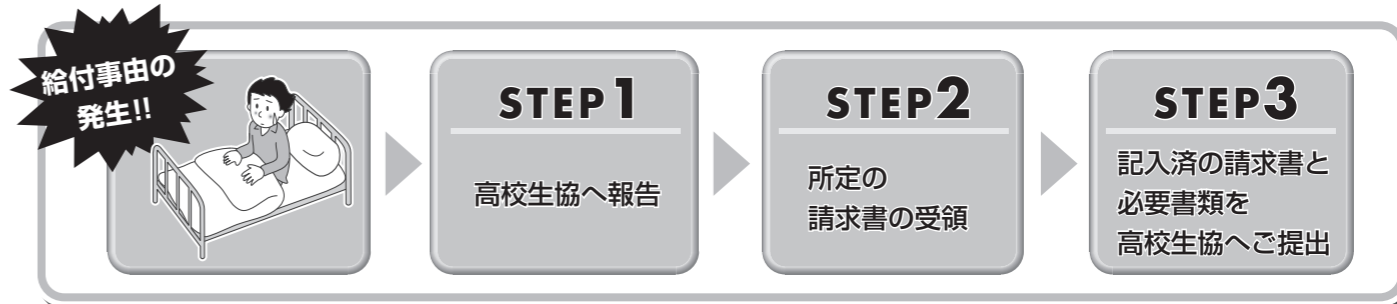
損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。  
 明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室  
 0120-255-400  
 [フリーダイヤル(無料)]  
 【受付時間】午前9時～午後5時  
 (土、日、祝日および年末年始を除きます。)

一般社団法人 日本損害保険協会  
 そんぽADRセンター  
 <保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。

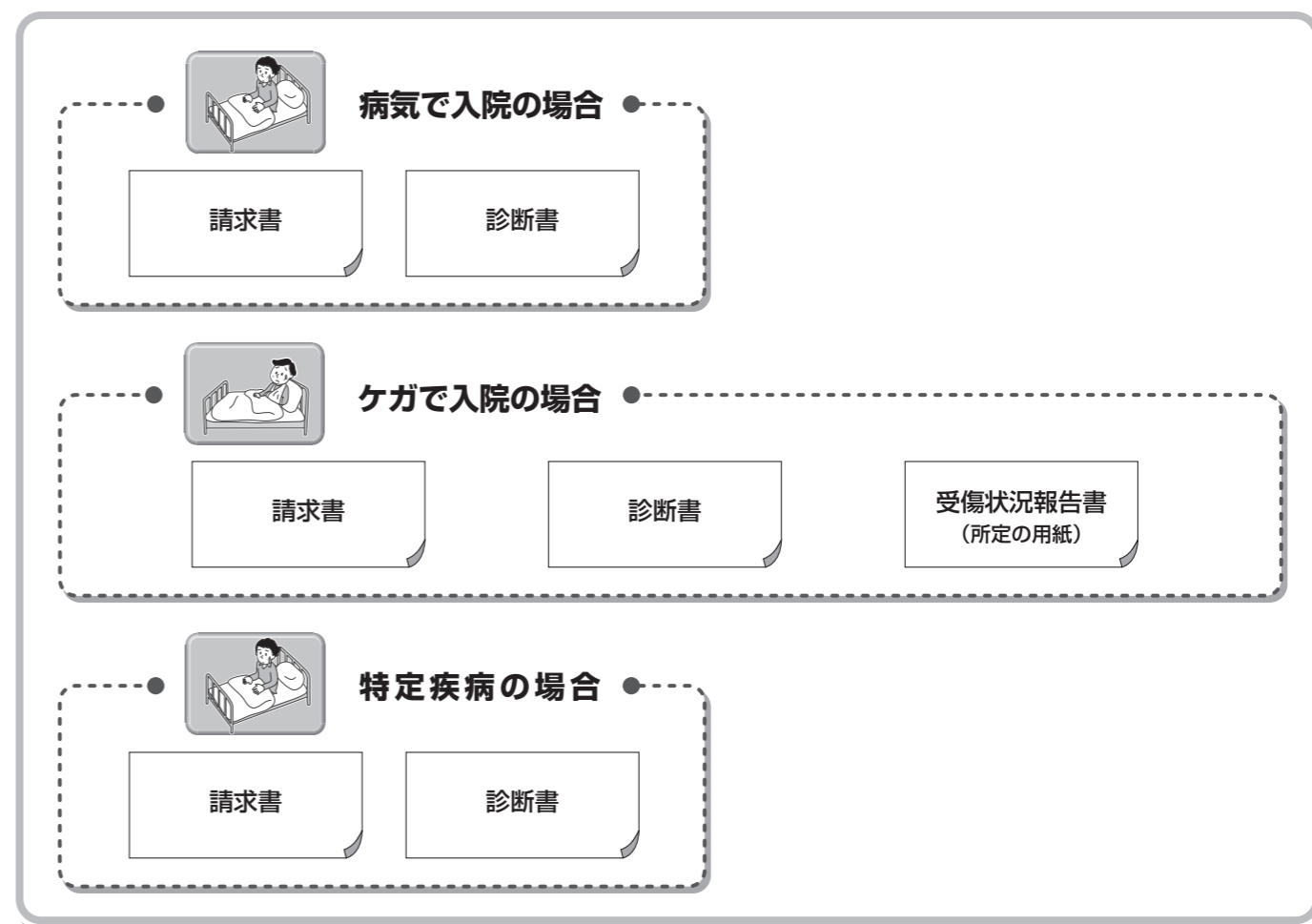
一般社団法人日本損害保険協会  
 そんぽADRセンター  
 0570-022808[ナビダイヤル(有料)]  
 ※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。  
 【受付時間】午前9時15分～午後5時  
 (土、日、祝日および年末年始を除きます。)  
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
 (<https://www.sonpo.or.jp/>)

## ① ご請求の流れ



## ② 必要書類の一例

※保険金・給付金の種類や請求金額により必要書類が異なります。



### ワンポイントアドバイス



入院給付金のご請求にあたり条件次第では、診断書に替え、治療状況報告書(自署のみ)で対応できます。

- ① 給付金の請求のとき
  - ② 入院期間(入院日・退院日)が客観的に確認できる医療機関発行の領収書等(コピー)の添付があるとき
  - ③ 退院後のご請求のとき(入院中・転科入院の時はお取扱いできません。)
  - ④ 医療機関でのご入院であるとき(整形外科・接骨院は除く)(注1)
- (注1) 柔道整復師法に定める施術所(整形外科・接骨院)は医療機関には該当しません。